

「小型低速車」の型式認定と 不適合品の排除について

1. 型式認定・保安基準適合性確認について

(1) 国による型式認定制度について

- 小型低速車においても原動機付自転車と同様に、現行の[地方運輸局による型式認定](#)を受けられることとする
- 型式認定を受けた車両であること示す[特別な表示\(ラベル等\)](#)を目立つ位置に貼り付ける

(2) 国が公表する民間の機関・団体等による基準適合の確認

- 国が公表する[民間の機関・団体等](#)が小型低速車の[基準適合](#)を確認する枠組みを新設する
- 国土交通省が能力を審査し、公表した民間の機関・団体等(以下「確認機関」という)は、小型低速車のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、[小型低速車の基準適合性を確認](#)する
- 基準適合性の確認は、以下のとおり行う
 - ・ 仕様・性能が同一である小型低速車ごとに、サンプル車を用いて、[現物確認＋書面確認](#)を行う
 - ・ 申請者がサンプル車と同一の使用・性能を有する小型低速車を販売する品質管理を行うことを確認
 - ・ 申請者が販売した小型低速車について、[1台ごとに販売履歴を管理](#)し、市場において不具合が発生した場合、必要に応じて、回収等を行うことができる能力を有することを確認
- 確認を受けた小型低速車には、申請者及び確認機関の名称その他必要な情報を記入した[特別な表示](#)を目立つ位置に貼付([シール等は確認機関で厳格に管理](#))
- 確認機関は、確認をおこなった車体について、確認機関名、メーカー名、販売者名、型式、写真等を国土交通省へ報告。[国土交通省は、これらの情報をリスト化し、ホームページ等で公表](#)
- 保安基準不適合車に確認表示を行ったと認められるなど、確認機関として不適切と認められる事案があった場合には、[公表のうえ、当該機関・団体等を確認機関のリストから削除](#)する

2. 不適合品の排除について

(1) 国による市場サーベイランス

- 国土交通省は、保安基準に適合しない小型低速車の販売実態について、[情報提供を受ける窓口を設置](#)するとともに、[車両を購入して性能を確認](#)する等により、市場の実態把握を行う

(2) 関係省庁、販売店等への情報共有

- 国土交通省は、1.の型式認定制度や保安基準適合性確認を受けた小型低速車の情報並びに(1)の[市場サーベイランスの結果を警察庁、経済産業省、消費者庁など関係省庁に提供](#)し、路上での取り締まり、販売店への指導・要請等に活用していただく

(3) 市場措置の環境整備

- 市場において、[設計製造に起因する小型低速車の基準不適合](#)が発生した場合、その製作者等が市場措置を円滑に講じられるよう、[リコール制度に準じた取扱い](#)を行う